

新書患者死亡	二五八五
四〇九一	九八
三八六	四三
一七二	四三
一一二	〇〇
一一	〇〇
四六八三	二七三一

宮城縣	自九月一日	五百六
茨城縣	自九月一日	三百八
大坂府	自九月一日	二百二
長野縣	自九月一日	九十九
山形縣	自九月一日	五十八
千葉縣	自九月一日	四十二
群馬縣	自九月一日	三十八
三重縣	自九月一日	二十九
岩手縣	自九月一日	十七
兵庫縣	自九月一日	十六
函館縣	自九月一日	十六
和歌山縣	自九月一日	十六

取熊本滋賀長崎高知青森ノ十  
 坂府及ヒ宮城山梨山口三重ノ  
 日ヨリ全廿六日ヨリ一週間  
 五十一人山梨縣ハ八月廿七日  
 間三拾九人三重縣ハ八月廿日  
 間三拾一人ノ皆數郡ニ係ル  
 八月廿日ヨリ全廿六日ヨリ  
 區外七郡ニ係ル  
 内務省衛生局

佐從六位勳五等 柴山 矢八  
 同 井上 良智  
 同 世良田 亮  
 同 瓜生 外吉  
 同 辻 三郎  
 同 村本 傳次  
 同 坂本 俊徳  
 同 野口定次郎  
 同 谷木義高  
 同 森本 六郎  
 同 石丸 光雄

同 任海軍中主計 中村 基俊  
 任海軍少主計 古澤 光雄  
 任海軍主計 古澤 光雄  
 〇明治十四年十二月廿四日付  
 多田伊助 中井三千藏 田淵悦太郎 村田辰太郎  
 中田五郎助 森川 只助 今井 謙助 堀田善兵衛  
 岩田鎮次郎 岡本 利吉 池田 榮治 飯田長九郎  
 佐藤喜代治 工藤 竹藏 後藤長次郎 佐藤作次郎  
 陸軍兵卒服役中鹿兒島遊徒征討ニ際シ盡力其功不少候ニ  
 付勲八等ニ叙シ白色桐葉章下賜候事

時事新報

支那政府ノ舉動

今回日韓兩國ノ交際困難ナルノ時ニ當リ支那政府ノ舉動  
 ニ關シ我輩ノ了解得ザルモノ甚多シ八月初旬ニ我政  
 府ガ花房公使ヲシテ再ビ渡韓セシムルニ際シ支那政府ハ  
 電報ヲ以テ東京駐在ノ使臣ニ訓令ヲ傳ヘ朝鮮騒乱ノ由ニ  
 付水陸ノ師ヲ開發シテ援護セシム日本公使館我屬邦ニ在  
 リ一併ニ維持ス可シ出兵ノ主意ハ持朝禮日ニ在リト知ラ  
 レト我政府ニ通知セシメ我ヨリ返答ニ餘計ノ世話ニ及  
 ズト云ハレテ必ズシモ日本ノ使館ヲ護セズト雖モ屬邦  
 ノ内乱ハ鎮定セザル可ク必ズ安心セフレヨトノ意ヲ反  
 覆照會セシメタリト云フハ甚タ不審ナルコトナリ朝鮮ノ内  
 治外交トモ其自主ニ任シ支那政府ハ關係ナシト自カテ明  
 言シタリト云フニ今回日本朝鮮間ノ外交ニハ何等ノ理ア  
 リ權アリ支那政府ハ大ニ干渉スル所アラント企テタル  
 カ又彼ノ馬建忠ガ渡韓ノ如キ多數ノ軍艦兵員ヲ引率シテ  
 卒然南陽ニ來リ漢城ニ入ルニ及テハ部下ノ支那兵ヲ以テ  
 城ノ四大門ヲ守リ恰モ戰勝者ガ敵ノ降城ニ占據セタルノ  
 態アリ又國王ノ生父大院君ヲ執ヘテ北京ニ護送スルニ至  
 リ馬氏等ガ公布ノ論文中ニハ近年朝鮮ノ内政治ラズ遂ニ  
 今回ノ變アリ此事中國皇帝ノ上聞ニ達シ大院君之ヲ預知  
 ルト云フヲ以テ皇帝怒シテ王帥ヲ差向ケラレ先ツ大院  
 君ヲ北京ニ召シテ親問セラル、ナリ罪人定マリタル上  
 ハ更ニ天誅ノ威ヲ申ア可シナト云フ文字アリ其意朝鮮ハ  
 清國ノ領地ナリト云フニ相近シ奇怪至極ナリト云フ可  
 又八月廿八日ニ朝鮮政府ハ支那兵ノ手ヲ藉リテ罪人ヲ捕  
 縛シタリト云ヘリ是ハ朝鮮政府ヨリ馬建忠ニ依頼シテ一  
 時ノ助力ヲ得タルモノナルカ又ハ馬建忠自ガ部下ノ兵  
 ヲ指揮シテ朝鮮罪人天誅ノ手續ニ及ヒタルモノカ未タ確  
 實ノ事情ヲ知ルコト能ハズト雖モ最前京城ニ入りタル自  
 家ノ兵士ヲ配置シテ他人ノ城門ヲ守衛シタルノ例ニ依  
 レ罪人ノ捕縛モ朝鮮政府ノ依頼ヲ待テシモノニ非サル可  
 然ト自然我輩ノ心中ニ疑ナキヲ得ズ又馬建忠ハ本月三日  
 即チ日韓新約締結ノ後第四日目に至リテ書翰ヲ花房公使  
 ニ贈リ新約中朝鮮暴徒ノ巨魁等ヲ捕縛シ并ニ償金ヲ拂ハ  
 シムルノ條々ヲ輕減セシメテ請求シテ是將テ何等ノ意  
 アヤ兩國ノ全權大臣ガ君命ヲ奉テ決定調印シタル條約

豐公論 第一

凡ソ人物ノ價位ヲ定メシムルハ其人局部ノ所業ニ就テ違ニ  
 判斷テ下ス可ク均クシク是一人ニシテ其身究シ財盡テ手  
 管ノ事ヲナスヨリ見レハ小人ナラント雖モ又時ヲ得テ腕  
 カヲ用キ横行ヲ働クハ奸雄ノ觀アル如ク局處ノ行事ハ  
 其人ノ全体ヲトスルニ足ザルヲ知ルベシ豐公ノ如キ卑賤  
 ヨリ起テ天下ノ霸者ニ成ルニ至ルニ至リ天下ノ  
 後世ノ人孰レモ局所ノ論評ヲ下シ能ク其心事ヲ洞察シテ  
 ルモノアラズ三百年ノ間空シ英雄ノ魂ヲシテ百世知己  
 ナキコ泣カシメタルノミ  
 子輩ヲ以テ豐公ヲ見ルニ豐公畢生ノ志願ハ諸豪傑ヲ威  
 伏シテ其上ニ立タント云フコアラズ惟專ラ日本全國ヲ合  
 一協同シ各相膠離スルコトナカラシメンヲ務メ其土地兵馬  
 ノ如キハ天下何人ノ手ニ歸スルト雖モ敢テ之ヲ慮トセキ  
 ル者ノ如キ豐公嘗テ信長ノ命ニ由リ征西ノ大將タリシキ  
 信長之ニ約スルニ功成テハ中國ヲ奉テ汝コ予ヘンコヲ以  
 テス豐公辭シテ曰臣ハ直趨勢ニ乘シ九州ヲ下シ其一歳ノ  
 入テ賜ハリ糧仗舟楫ヲ備テ朝鮮ニ入り其兵ヲ用テ明國ヲ  
 攘兵馬ヲ掌握スルニ在リタルヲ欲スベシ其内國ニアツテハ  
 務テ諸將ヲ撫綏シ土地ヲ割與スル恰モ鹿芥ヲ棄ルカ如ク  
 然リ又許諾ノ四隅ニ割據シテ會同セザル者ト雖モ其志  
 開テ之ヲ容ル、テ計リ若シ運籌ニシテ諸將ヲ用テシテハ  
 已ムコト得ス兵ヲ動シテ之ヲ討滅スレハ又其志ヲ達ス  
 封土ヲ領與シ要スルニ豐公ノ志ス、

ル爲メナレバ土地兵馬ヲ奉テ他人ニ與フルト雖も亦其心ニ甘ンヌルカ如ク雄略壯圖古今ニ獨歩スト爾フ

世公ノ政體ハ異ヲ容レ同ヲ求メ天下合同ノ一義ニ在リ... 北條ノ北條ノ主權アリ天下各處ノ群雄統レモ皆一主... 復テソノ荷モ全國調和ノ爲メコトナシバ何物ト雖も其...

報

十四年ノ其前年度に比すれば殆んど七八分の一と減少せりと實に難有も又勿体なき事よと

○大野宮よは来月上野山御廟に於て... 皇太后御廟に於て皇太后御廟の御廟

に陪覽を仰付らるゝやに承る ○電報 昨十八日英國駐劄公使森有禮君より左の電報其筋へ到達したり

○井上外務卿 井上外務卿が熱海温泉に入浴中なるとの兼て前号に掲載せしが猶聞く處に據れば同地より近々の内東海道を経て京坂地方に漫遊せらるる夫れより歸京相成るとかいふ

○山田内務卿 同卿は目下北海道函館縣下巡視中のよし又同縣令及び郡長も隨行の趣其筋へ電報ありたり

○芳川府知事 知事より遠程府下各郡區長を集め日本人民之從來種痘を忌む之を怠り終り天然痘に罹る者往々少からず自今各郡區内お擔當員凡三名位宛を置き毎週毎日を取調へ若し種痘を怠る者ある時の説諭を加へる様取計相成度と口達されければ何れも其旨を順し退廳せまるとぞ

○佛國公使 一昨日正午より佛公使には大木司法卿に邸を訪れければ種々々々應ありて三時過歸館されたるよし

○閣太后 朝鮮王妃閣氏の薨殺は訛傳ありとのまとい既に前号に記載せしが去る十六日夕刻其筋へ達したる電報より王妃の通れて忠清道清州に在はせしよを同國政府は去る七日を以て一旦布告せし喪服は令廢止は旨を國中に傳へるといふ

○朝鮮使節 昨日の紙上に今回花房公使と與に多分來航するあらんと掲載せし朝鮮國特派大臣の朴泳孝ありと泳孝の國王の烟家にして驛馬都尉従一品上輔國崇祿大夫あり

○上海電線 過日來破損きて居りし長崎上海間は海底電線の漸く去る十六日修繕済みとあり同日より舊の如く通信を取扱ふとされたり

○秋月種繁君 華族從五位秋月君の慢性痲瘋質私症おて去る六月一日より鹿兒島縣下櫻島に温泉へ赴かれ療養され居しが去る十五日歸京されたり

○伊藤忍一氏 同氏は尾州名古屋七寶會社の社員ありしが曩に深洲シロニー府大博覽會を行き今又來る廿六日板橋の米郵船にて紐育府へ渡航し同府お在る物品を辨理せし上來十六年和蘭國大博覽會へ赴くるよし

○藤田素夫君 同君には過般山藥長野及群馬縣下地方へコレラ病傳染法實地巡視として最早御用掛に付今十九日歸京せらるる報ありたりと

○李家文厚君 同君に之内務省御軍々醫本部御用掛とも昨日免せられ院治療課長を命せられたり

○祭料下賜 故書院屬宮川政正公は大に相達し重に佛國の兵制を算同省より一部を 聖上の御手許へ切實を禁じ同省の將校に限り理りたるよし

○驛遞局 同局お於て今回更なるよし付五等驛遞官青江秀君を同官海老原君は萬國郵便課長を同北海道鐵道分營 大山陸軍卿に設置は地位見分け爲め過般同道朝鮮兎徒の事變起しを以て直に今度再び該地へ赴かるべきの處お用繁忙なるより再赴の見合せ設置の地位を内閣へ上申されたり

○日本銀行 日本銀行の事務は九日永代橋箱崎町に同行に於て開始加藤清君及三野村安田の諸方法一定の儀に付開議せられ此式等の定日をも取極めらるるといふ

○區會議員 本所區よては區會議員依り來る二十五日同區明德學校を開くといふ

○新紙幣 新紙幣五十錢札は此よりしよ付昨十八日各銀行へ夫々矢代探司法少書記官磯部四郎等佛國法律は一學校を設立し有志目下専ら相談中なる由

○試験 陸軍幼年生徒三十名のよし付近日試験さるるよし

○衛生員 本所區よては衛生員を増加せしむが昨今消滅し瀕ぶ復されたり

○射的場引渡 外山學校の境内

○射的場引渡 外山學校の境内

○射的場引渡 外山學校の境内